

事務連絡
令和5年5月8日

港湾振興部長 様
港湾経営部長 様
川崎港管理センター所長 様

港 湾 局 長

新型コロナウイルス感染症の類型変更に伴う港湾局の対応について（通知）

日頃から、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対応に当たっては、既に各職場で取り組んでいただいていることと存じます。

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が5類感染症に変更されることに伴い、4月28日付け総務企画局長名で発出された5川総労第111号「新型コロナウイルス感染症の類型変更に伴う職場の感染防止対策及び職員のサービスの変更等について」を踏まえ、港湾局における5月8日以降の新型コロナウイルス感染症への対応については、次のとおりとします。各職場についても適切にご対応いただきますよう、よろしく申し上げます。

1 対応期間

令和5年5月8日（月）以降

2 川崎市業務継続計画の発動を視野に入れた業務執行体制の確保について

- ・必要に応じてすみやかに、業務の縮小・休止ができる体制を整えておく。
- ・応援職員を受け入れた場合に、速やかに業務引継ぎが行えるよう、業務の棚卸及びマニュアル等の整備・確認を改めて実施してください。
- ・業務遂行に支障を生じさせず、実施要領等に規定される範囲で、テレワークや時差出勤の積極的利用や休暇の取得等を推進し、接触機会の低減を図り、職員自身及び職場での集団感染等の防止に努める。

3 外部者との面会の縮小について

3月13日以降は制限を設けないこととしておりますので、状況に応じてマスクを着用するなど、感染症対策に努めながら引き続きご対応いただきますようお願いいたします。

4 会議時間や人数の縮小について

3月13日以降は制限を設けないこととしておりますので、状況に応じてマスクを着用するなど、感染症対策に努めながら引き続きご対応いただきますようお願いいたします。

5 議会对応人数の縮小

委員会出席者、議員対応者の人数について、現在必要最小限としておりましたが、議会局の対応を踏まえて別途通知いたします。

6 感染症対策の徹底について

(1) マスクの着用について

職場におけるマスクの着用は、職員個人の判断によるものとします。ただし、窓口で対応する場合などにおいては、来庁した市民・事業者等が不安や心配を感じることはないよう、状況に応じたマスクの着用を推奨します。

(2) うがい、手洗い等の徹底について

うがい、手洗い、手指のアルコール消毒を徹底するほか、咳エチケットなどの感染症対策を徹底してください。

(3) アルコール消毒について

コピー機、扉の手摺、ポットなど複数の職員が触れる箇所については、周辺にペーパータオルやアルコール消毒液を配置しておきますので、使用後に消毒するようお願いします。なお、以下の消毒については、特に意識して行うようにしてください。

ア 受話器の消毒

受話器を使用した後は消毒するようにしてください。

イ 会議室等の消毒

会議室や打合せスペースを使用した後は必ず使用者が机や椅子を消毒してください。

(4) アルコール消毒液について

アルコール消毒液の在庫管理は庶務課で行っておりますので、センターで不足が生じた場合は庶務課庶務係へご連絡ください。ただし、消毒液の在庫の状況によっては提供できない場合もあることをご承知おきください。

(5) 3密の回避について

業務に従事される際は、「①換気の悪い密閉空間、②人が密集している、③近距離での会話や発声が行われる」の3密の回避に努めてください。

また、昼食後に歯を磨く際などについても、密を避けるため時間帯をずらす、私語はしないなど飛沫感染の防止に努めるようにしてください。

(6) 風邪症状がある職員の出勤見合わせについて

5月8日（月）以降については、季節性インフルエンザ同様、行政が患者に対して外出自粛を要請することはなくなり、外出を控えるかどうかは個人の判断に委ねられることとなります。また、新型コロナウイルス感染症に関連する職員の休暇等の取扱いについては、特別休暇（1号）の適用対象外となります。

なお、職場への出勤について医師の指示がある場合には、季節性インフルエンザと同様にこれに従って下さい。

7 川崎港内視察の受入れについて

乗船者の検温、消毒など基本的な感染防止対策を講じた上で平常実施とします。

(庶務課担当)

内41111